



# 情報ひろば



## ごみ収集カレンダー(鴨島A地区)の訂正とお詫び

鴨島A地区の皆様へ、令和7年度 吉野川市ごみ収集カレンダーの一部に誤りがございました。

誤) 7月31日(休) 収集なし

正) 7月31日(休) 「もやせるごみ」収集日

※通常どおり、収集を行います。

ご迷惑をお掛けし大変申し訳ございません。お詫びして訂正させていただきます。

問い合わせ 運営管理センター  
☎ 25-2111 FAX 25-2112

## 児童手当現況届の提出

下記対象者には、関係書類を送付しています。

### 提出が必要な方

- ・児童または配偶者の住民票が本市にない方
- ・離婚協議中などで配偶者と別居中の方
- ・施設受給者の方(里親など)
- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が本市と異なる方
- ・第3子以降の加算を受けている方のうち、養育している大学生年代の子が「学生」以外の方
- ・本市の課税台帳で所得状況確認ができない方
- ・その他、市から提出の案内があった方

受付期限 6月30日(月)まで

受付場所 こども未来課(本館1階) ※郵送可  
現況届が省略できる方 公簿などで現況確認ができる方には案内を送付せず、現況届を省略の上審査しています。ただし、子の養育状況が認定時から変わった方は、その都度届出が必要です。特に、以下の方は注意してください。

1. 公務員になった方、公務員でなくなった方…手当の支給元が変わります。
2. 大学生年代の子を含む3人以上の児童を養育することとなった方…必要書類提出により、第3子以降の加算を受けることができます。

問い合わせ 申し込み こども未来課  
☎ 22-2266 FAX 22-2245

## 市外の病児・病後児保育施設を利用された方へ～差額助成のお知らせ～

本市の病児・病後児保育施設は、鴨島町に「ひだまり」と山川町に「さくらんぼ」が開設されていましたが、4月からは「さくらんぼ」一施設となりました。

やむを得ず市外の病児・病後児保育施設を利用し、本市の規定する利用者負担金(日額2,000円)を超えて負担した場合は、差額を助成します。

なお、助成対象は利用者負担金のみとし、診察代や食事提供に係るもの、延長料などは対象外となります。

※市内に新たな施設が開設された場合、助成は終了することがあります。

(例)

- ・市内施設を利用した場合  
利用者負担金 日額 2,000円
- ・市外施設を利用した場合  
利用者負担金 日額 3,000円  
→差額の1,000円を助成

受付場所 こども未来課(本館1階)

### 申請に必要なもの

- ①病児・病後児保育施設利用に係る利用者負担額が明記された領収書
- ②申請者の振込先金融機関口座が確認できる通帳またはキャッシュカードの写し
- ③印鑑

※「さくらんぼ」または市外施設の利用を希望される方は、直接施設にお問い合わせください。



病児・病後児保育施設 さくらんぼ  
吉野川市山川町前川212番地6(さくら診療所内)  
☎ 090-7786-3191

問い合わせ 申し込み こども未来課  
☎ 22-2266 FAX 22-2245

## こどもDoまんなか会議2025参加者募集!

本市では、市のさまざまな施策を検討する際に、こどもの意見が尊重できるよう、市内の小・中学生や高校生に参加してもらい「こどもDoまんなか会議」を開催しています。会議には、市長、市議会議員、市教育長も参加し、直接意見を述べることでできる座談会形式です。

とき 8月3日(日) 午後1時～4時30分  
ところ 日本フネン市民プラザ(各自現地集合)

対象者を22歳まで拡大しました!

- 対象者 市内に住民登録のある、小学4年生～22歳までの方
- 募集人数 50人程度 ※申込み多数の場合は、抽選にて決定します。
- 申込方法 申込書は市ホームページからダウンロードするか、こども未来課(本館1階)または各支所(川島・山川・美郷)にも設置しています。
- 提出方法 申込書に必要事項を記入のうえ、こども未来課または各支所に直接持参または郵送してください。  
〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115番地1  
吉野川市役所 こども未来課 宛
- 提出期限 7月7日(月)まで



市ホームページ 二次元コード

●問い合わせ こども未来課 ☎22-2266 FAX22-2245

## 市民提案型まちづくり推進事業補助金の事業案募集中!

市民(団体など)から地域課題や行政課題解決のための事業案を募集し、審査を経て採択された事業を実施するにあたって、必要な経費のうち対象となる部分について補助します。

### 対象となる事業および補助率

★まちづくり推進事業【補助率:対象経費の2/3(上限50万円)】

対象団体が主となって地域課題を解決し、地域活性化を図ることを目的として実施する事業

★課題解決事業【補助率:対象費の10/10(上限50万円)】

市が設定する行政課題に対し、対象団体がその解決を図ることを目的として実施する事業

申請方法 申請書類に記入の上、持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で応募してください。

〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市役所 市民生活課 生活あんしん係 宛

申請期限 6月30日(月)まで

詳細については、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ 二次元コード

●問い合わせ・申し込み 市民生活課 生活あんしん係 ☎22-2269 FAX22-2245  
Eメール anshin@yoshinogawa.i-tokushima.jp

